

指導監査について

目 次

- 1 指導と監査
- 2 令和3年度指導監査の実施状況について
- 3 令和4年度の指導監査について
- 4 業務管理体制について

1 指導と監査

(1) 指導監査の目的

○ 指導

事業者に対し、人員基準、運営基準、報酬基準等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について、周知徹底すること。

○ 監査

事業者に対し、自立支援給付対象サービス等の内容等並びに自立支援給付に係る費用の請求について、指定基準違反等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ること。

1 指導と監査

(2) 指導

① 集団指導

実施方法	講習等の方式により実施
対 象	指定障害福祉サービス事業者等
指導内容	自立支援給付対象サービス等の取り扱い，自立支援給付に係る費用の請求の内容，制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等
指導後の対応	欠席者に対し，必要な情報の提供に努める。

1 指導と監査

(2) 指導

②実地指導

実施方法	面談方式により実施
対 象	<ul style="list-style-type: none">・ 障害福祉サービス事業者等を対象に<u>おおむね3年に1度実施</u>・ ただし、障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は実地指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。
指導内容	人員基準，運営基準等に係るチェック項目に基づき，関係書類の確認を行う。
指導後の対応	<ul style="list-style-type: none">・ 実地指導の結果は，改善を要する事項について，後日文書によって通知する。・ 文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を事業者に求める。・ 通報，苦情，相談等に基づく情報や介護給付費等の請求データ等の要確認情報や実地指導において確認した指定基準違反等の情報に基づき，<u>著しい運営基準違反や利用者の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断される場合や介護給付費等の不正請求が認められる場合は，監査へ変更する。</u>

1 指導と監査

(3) 監査

実施方法	実地検査等により実施
対 象	監査が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等
監査内容	報告・帳簿書類その他の物件の検査，関係者への質問を行う。
監査後の対応	<ul style="list-style-type: none">・改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については，文書によって通知し，改善報告書の提出を求める。・<u>指定基準違反等が認められた場合には，障害者総合支援法第49条，第50条（児童福祉法第21条の5の23，第21条の5の24，第24条の16，第24条の17）等に定める「勧告，命令等」「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を行う。</u>

2 令和3年度指導監査の実施状況について

(1) 令和3年度指導監査実施状況

	広島県※	広島市	福山市	呉市
実施施設数	252	148	19	13
内 実地	93	148	19	13
書面	169	0	0	0

※広島市，福山市，呉市を除く県内20市町と西部厚生環境事務所分を含む。

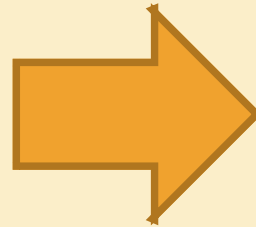
2 令和3年度指導監査の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

個別支援計画の内容の見直しを定期的に行っていない。

個別支援計画の内容に不備がある。



指導事項

サービス管理責任者は、個別支援計画を作成後、計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6月（サービスによっては3月）に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。

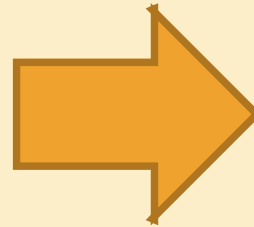
サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画を作成すること。

2 令和3年度指導監査の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

非常災害に関する具体的な計画を立てていない。



指導事項

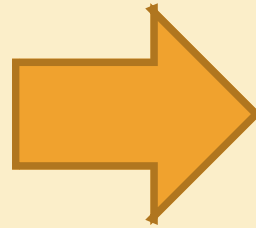
非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知すること。

2 令和3年度指導監査の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

事業所・施設の見やすい場所に、基準で定められた掲示物が掲示されていない。



指導事項

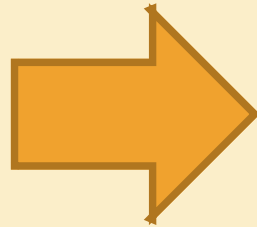
事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
※上記書類を事業所に備え付け、かつ、いつでも関係者が自由に閲覧できる状態でも可。

2 令和3年度指導監査の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

利用に係る契約後、支給決定元市町に契約内容報告書を提出していない。



指導事項

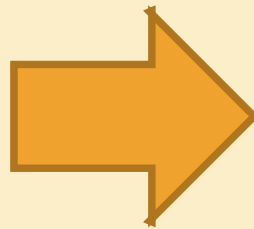
利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項（契約内容報告書）を市町に対し遅延なく報告すること。

2 令和3年度指導監査の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

運営規程の記載事項と実態が異なっている。(特に職員配置が最新の数字になっていない。)



指導事項

運営規程の記載事項に変更があった場合は、実態に合わせて、運営規程の変更を行うこと。また、運営規程を変更した場合は、指定権者に変更届を提出すること。

2 令和3年度指導監査の実施状況について

(3) 特に気をつけるべき事項

【サービス共通】

- サービスを提供した際は、提供日や提供時間を支援の都度記録に残すこと。
- 定員を遵守すること。
※定員超過減算にならない人数であっても、利用定員を超えてサービス提供を行ってはならない。（災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除く。）
- サービス提供日においては、人員基準を下回ることはないよう職員を適正に配置すること。
- サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）は、個別支援計画の作成に係る会議の記録を残しておくこと。
- 各種加算を算定する場合は、必要な要件を満たすこと。

【居宅介護等共通】

- 特定事業所加算の算定にあたっては、算定要件を理解し、毎月満たしているかを確認すること。

2 令和3年度指導監査の実施状況について

(4) 令和3年度の行政処分について

①処分庁：福山市

②処分事業所のサービス種別：放課後等デイサービス

③処分内容：指定の全部効力停止（6か月）

④処分の理由：1年9カ月の間、サービス提供時間中に行っていないサービスについて、虚偽のサービス提供実績記録票を作成し、これを基に請求情報の入力を行い、障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。

3 令和4年度の指導監査について

(1) 令和4年度の指導監査について

- 広島県

 - 8月～12月にかけて実地指導を実施
(一部事業所・施設は書面監査を実施)

- 広島市

 - 6月～2月にかけて実地指導を実施

- 福山市

 - 9月～3月にかけて実地指導を実施

- 呉市

 - 5月～1月にかけて実地指導を実施

4 業務管理体制について

(1) 業務管理体制の整備とは

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正を図るための体制が整備されているかどうかを指す。

具体的には・・・

- ・ 事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者がおかれていること
- ・ 法令遵守規程が整備されていること
- ・ 業務執行の状況の監査が行われていること

4 業務管理体制について

(2) 届出事項について

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名 主たる事業所の所在地 代表者の氏名, 生年月日, 住所, 職名
	「法令遵守責任者」(注1)の氏名, 生年月日
事業所等の数が20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(注2)の概要
事業所等の数が100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(注1) 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(注2) 業務が法令に適合することを確保するための規程

4 業務管理体制について

(3) 届出先について

事業所等の区分	届出先	備考
指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働本省 社会・援護局障害保健福祉部企画課
特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町内に所在する事業者	市町	
全ての指定事業所等が同一指定都市(※)内に所在する事業者等	指定都市(※)	※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含みます。
全ての指定事業所等(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。)が同一中核市内に所在する事業者等	中核市	
①から④以外の事業者等	都道府県	

広島県のホームページを リニューアルしました！

The screenshot displays the Hiroshima Prefecture website's page for information regarding disability welfare services. The page features a dark red header with the title '障害福祉サービス等事業者に関する情報' and a breadcrumb trail: 'トップページ > 障害福祉サービス等事業者に関する情報'. A sidebar on the left contains navigation links for various services like '閲覧補助', '検索', 'Language', '防災情報', 'くらし・教育・環境・文化', '健康・福祉・子育て', '防災・安全', 'しごと・産業・観光', 'まちづくり・国際交流', and '県政情報'. The main content area includes a sub-header '事業者の方へ まとめサイト (指導検査グループ)', a date '掲載日: 2022年3月29日', and a '新着情報' section with five news items. On the right, there are two columns of links: '届出・申請方法' and '新型コロナウイルス感染症に関すること'. The page is decorated with blue diamond patterns at the bottom.

広島県

閲覧補助

検索

Language

防災情報

くらし・教育
環境・文化

健康・福祉
子育て

防災・安全

しごと・産業
観光

まちづくり
国際交流

県政情報

トップページ > 障害福祉サービス等事業者に関する情報

障害福祉サービス等事業者に関する情報

事業者の方へ まとめサイト (指導検査グループ)

印刷用ページを表示する 掲載日: 2022年3月29日

新着情報

- 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について (2022年10月19日)
- 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に係る届出について (2022年8月30日)
- 令和4年度福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について (2022年8月26日)
- R3制度改正事項 (2022年8月2日)
- 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等のサービス継続事業補助金について (2022年7月28日)

[新着情報をもっと見る](#) [新着情報 RSS](#)

障害福祉サービス等事業所・施設を運営する事業者、新たに事業者指定をお考えの事業者への情報を掲載しているサイトです。

届出・申請方法

- 障害者
- 障害児
- 基準(人員・設備・運営・報酬)
- Q&A・質問票
- 処遇改善(計画書・実績報告書)
- 質の向上・情報公表制度
- 業務管理体制

新型コロナウイルス感染症に関すること

- 補助金
- 通知

施設整備

- 補助金